

平成23年2月10日  
(財)京都市都市緑化協会

梅小路公園朱雀の庭他保全管理業務の提案方式と複数年契約による事業者の募集について  
(募集要項)

1 募集の主旨

当協会は、朱雀の庭の作庭の翌年（平成7年）から今日まで一貫して良好な保全管理をめざして取組み、特に平成17年度「庭園専門委員会」からいただいた答申を基に、新たな視点でいくつかの事業を進めてきた結果、それらの取組みも一定評価され当協会が引き続き梅小路公園の指定管理者に選定されました。このことを踏まえ、当該庭園の保全管理業務の委託は従前と同様の提案方式により募集を行い、事業者と複数年契約を結ぶことにします。委託事業者と共に市民に愛され親しまれる庭園として次の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

2 募集する業務

(1) 委託業務

① 業務名

梅小路公園朱雀の庭他保全管理業務

② 契約期間

平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

③ 作業場所

梅小路公園朱雀の庭及びいのちの森

④ 主な業務

ア) 樹木管理 … 株物刈込、生垣剪定、高木剪定、補植等

イ) 芝生管理 … 芝刈等

ウ) 園地管理 … 除草清掃・池流れ清掃等

エ) 花床管理 … 花苗植付植替、施肥等

オ) その他 … 庭園管理作業

但し、業務に必要な資材（花苗、樹木、肥料等）及び剪定枝等の処分費は協会が負担いたします。

(2) 委託金額の上限

上限金額 14,300,000 円/年（税抜き）

3 求める提案内容

朱雀の庭の保全管理については平成18年度にまとめた「朱雀の庭保全管理計画並びに管理指針」に基づいて実施されてきましたが、まだ様々な課題があります。朱雀の庭が現在抱えている課題等を把握し、「保全管理計画・指針」によって今後どのような考え方で業務にあたるのか提案して下さい。また、公共庭園である朱雀の庭は、より多くの市民に楽しみ、活用されていくべき役割も期待されています。庭園を楽しみ、活用する積極的な提案も期待しています。

#### 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（破産者、入札を妨げる者等）に該当しないものであること
- (2) 京都市の入札参加資格者名簿に登録されているか、若しくは京都府造園協同組合の会員であって京都市内に本社等の主たる事業所を設置しており、京都市及び当協会から指名停止等の処分を受けていないものであること

上記（1）（2）の要件を満たすもの。

#### 5 参加手続

参加を希望される方は、次の内容を所定の用紙に記入のうえ提出期限までに当協会に持参して下さい。

##### (1) 提出書類

- ① 提案書
- ② 提案者の日本庭園の作庭及び保全管理業務に係る経歴
- ③ 現場代理人となる者の日本庭園の作庭及び保全管理業務に携わった経歴
- ④ 受託希望金額（税抜き額）

##### (2) 提出期限

平成23年2月25日（金）午後5時まで

#### 6 審査及び契約

- (1) 審査は5（1）提出書類（①～④）について行います。その結果につきましては、3月中旬までにお知らせいたします。
- (2) 選定された事業者と年度ごとの内訳書、業務の執行体制等について協議を行い合意できた時、契約手続きを行います。
- (3) 契約は当協会の役員会において事業予算等の承認の後、平成23年4月1日付で行うこととなります。

#### 7 積算（見積）用資料等の配布

参加を希望される方は、提案及び業務金額の積算資料として次の資料を配布いたしますので、緑化協会事務所までお越し下さい。

- (1) 「朱雀の庭保全管理計画並びに管理指針」
- (2) 当該業務金抜設計書（内訳書）

#### 8 その他

本件に関する問い合わせは、（財）京都市都市緑化協会 公園緑地事業課までお願いいたします。

TEL：352-2500 FAX：352-2226